

指定管理者指定議案 説明資料

**令和 6 年 12 月
浜田市議会定例会議**

目 次

議案第 64 号	指定管理者の指定について (浜田市三隅 B & G 海洋センター、浜田市三隅中央会館、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター)	1
議案第 65 号	指定管理者の指定について (浜田市世界こども美術館創作活動館) ..	4
議案第 66 号	指定管理者の指定について (浜田市立石正美術館)	5
議案第 67 号	指定管理者の指定について (石央文化ホール)	6
議案第 68 号	指定管理者の指定について (浜田市浜田郷土資料館)	7
議案第 69 号	指定管理者の指定について (浜田市病児・病後児保育室)	8
議案第 70 号	指定管理者の指定について (石州和紙会館)	10

(参考 1) 指名理由区分

ア	施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
イ	地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
ウ	公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合
エ	現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき
オ	その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

(参考 2) 公募の場合の得点の考え方

得点の考え方	5 点満点	10 点満点	15 点満点	20 点満点	25 点満点	30 点満点	35 点満点	40 点満点
特に優れている	5 点	10 点	15 点	20 点	25 点	30 点	35 点	40 点
優れている	4 点	8 点	12 点	16 点	20 点	24 点	28 点	32 点
普通	3 点	6 点	9 点	12 点	15 点	18 点	21 点	24 点
やや劣る	2 点	4 点	6 点	8 点	10 点	12 点	14 点	16 点
劣る	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	6 点	7 点	8 点
未記入、審査基準を満たしていない	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点

※得点は、各委員（持ち点を 100 点とする）が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算したものとする。

議案第 64 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅B & G海洋センター、浜田市三隅中央会館、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設、浜田市岡見スポーツセンター）

[施設所管課] 教育委員会 スポーツ振興課

1 施設概要

別表のとおり

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（公益財団法人浜田市教育文化振興事業団）
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（ 5 年間 ）
指定管理料	363, 407, 000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 理事長 石本 一夫
所在地	浜田市黒川町4175番地
設立	平成8年7月1日
資本金	55, 000, 000円
従業員数	47人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（ 5 年間 ）
指定管理料	499, 271, 000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	他の類似する指定管理施設と併せて管理することで指定管理料を抑制した上で効率的な管理運営が可能となる。また、長年にわたって当該施設を指定管理者として運営をしており、管理運営のノウハウを蓄積、熟知して管理しているため。

別表 施設の概要

1 浜田市三隅B & G海洋センター

設置目的	海洋性スポーツ・レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与する。
所在地	浜田市三隅町西河内1240番地1
面積	敷地面積 3,005.05㎡ 延床面積 1,302.25㎡
施設内容	体育館、艇庫、シャワー室、器具庫、機械室、事務室 他
開設年月	昭和57年3月（昭和57年3月築）

2 浜田市三隅中央会館

設置目的	地域の活性化と農業の振興を推進するとともに、スポーツの振興及び文化の向上を図る。
所在地	浜田市三隅町古市場589番地
面積	敷地面積 5,253.54㎡ 延床面積 1,485.66㎡
施設内容	多目的ホール、研修室、昆虫館、放送室
開設年月	昭和61年10月（昭和61年8月築）

3 浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設

(1) 浜田市三隅中央公園

施設名称	①市民野球場、②市民テニスコート、③市民陸上競技場、④多目的広場 ⑤屋内プール・多目的運動場
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。
所在地	①浜田市三隅町古市場532番地、②浜田市三隅町古市場611番地 ③浜田市三隅町古市場595番地、④浜田市三隅町古市場524番地 ⑤浜田市三隅町古市場2003番地
面積	①敷地面積 13,396.00㎡ ②敷地面積 3,500.00㎡ ③敷地面積 18,700.00㎡ 延床面積 184.00㎡ ④敷地面積 12,000.00㎡ ⑤敷地面積 2,905.00㎡ 延床面積 2957.32㎡
施設内容	①野球場、②テニスコート、③陸上競技場、④多目的広場、⑤プール 他
開設年月	①昭和59年3月 ②昭和59年3月 ③昭和59年3月（平成6年7月築） ④昭和59年3月 ⑤平成9年6月（平成9年3月築）

(2) 田の浦公園運動施設

施設名称	①青少年広場ソフトボール場、②バースハウス、③オートキャンプ場
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。
所在地	①浜田市三隅町西河内1238番地、②浜田市三隅町西河内1284番地 ③浜田市三隅町西河内1315番地
面積	①敷地面積 8,500.00㎡ ②敷地面積 212.50㎡ 延床面積 90.00㎡ ③敷地面積 6,750.00㎡
施設内容	①ソフトボール場、②バースハウス、③オートキャンプ場 他
開設年月	①平成元年3月 ②平成7年3月（平成7年3月築） ③平成14年5月

4 浜田市岡見スポーツセンター

設置目的	スポーツを通じた健康づくりを促進するとともに、市民の交流を図ることにより、健全な心身の育成に寄与する。
所在地	浜田市三隅町岡見4603番地
面積	敷地面積 1,948.85㎡ 延床面積 928.77㎡
施設内容	玄関ホール、アリーナ、会議室、和室、ミーティングラウンジ 他
開設年月	平成8年4月（平成8年4月築）

議案第 65 号 指定管理者の指定について（浜田市世界こども美術館創作活動館）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化振興課

1 施設概要

施設名称	浜田市世界こども美術館創作活動館
設置目的	子供の美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子供たちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化の振興に寄与する。
所在地	浜田市野原町859番地1
面積	敷地面積 7,100.00㎡ 延床面積 3,609.00㎡
施設内容	展示室、創作室、収蔵庫、多目的ホール、ミュージアムショップ 他
開設年月	平成8年11月（平成8年1月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（公益財団法人浜田市教育文化振興事業団）
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
指定管理料	354,127,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 理事長 石本 一夫
所在地	浜田市黒川町4175番地
設立	平成8年7月1日
基本財産	55,000,000円
従業員数	47人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
指定管理料	441,227,000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、当該施設の開設時から管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、高い専門性を有しているため。

議案第 66 号 指定管理者の指定について（浜田市立石正美術館）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化振興課

1 施設概要

施設名称	浜田市立石正美術館
設置目的	市民の美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、地域文化の振興に寄与する。
所在地	浜田市三隅町古市場589番地
面積	敷地面積 5,577.01㎡ 延床面積 1,977.14㎡
施設内容	展示室、収蔵庫、ギャラリー、ショップ、創作室、プロムナード 他
開設年月	平成13年4月（平成12年3月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（公益財団法人浜田市教育文化振興事業団）
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
指定管理料	212,878,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 理事長 石本 一夫
所在地	浜田市黒川町4175番地
設立	平成8年7月1日
基本財産	55,000,000円
従業員数	47人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
指定管理料	231,981,000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、当該施設の開設時から管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、高い専門性を有しているため。

議案第 67 号 指定管理者の指定について（石中央文化ホール）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化振興課

1 施設概要

施設名称	石中央文化ホール
設置目的	浜田地域の文化振興を図る。
所在地	浜田市黒川町4175番地
面積	敷地面積 2,626.22㎡ 延床面積 5,689.62㎡
施設内容	舞台、客席、ホワイエ、展示ホール、小ホール、会議室、楽屋 他
開設年月	平成6年4月（平成6年3月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（公益財団法人浜田市教育文化振興事業団）
指定期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
指定管理料	285,304,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 理事長 石本 一夫
所在地	浜田市黒川町4175番地
設立	平成8年7月
基本財産	55,000,000円
従業員数	47人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
指定管理料	322,112,000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	当該法人は、当該施設の開設時から管理運営に携わり、長年の経験から幅広くノウハウを蓄積し、高い専門性を有しているため。

議案第 68 号 指定管理者の指定について（浜田市浜田郷土資料館）

〔施設所管課〕 教育委員会 文化振興課

1 施設概要

施設名称	浜田市浜田郷土資料館
設置目的	郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の文化向上に資する。
所在地	浜田市黒川町3746番地3
面積	敷地面積 1,040.61㎡ 延床面積 478.00㎡
施設内容	展示室、事務室、研修室、収蔵庫等、特別収蔵庫、倉庫
開設年月	昭和59年7月（昭和35年5月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（浜田市文化協会）
指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日（3年間）
指定管理料	33,038,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	浜田市文化協会 会長 田中 耕太郎
所在地	浜田市黒川町3746番地3
設立	昭和39年4月1日
資本金	-
従業員数	3人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
指定管理料	66,278,000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	この団体は昭和39年に発足し、資料館開館時の昭和59年から現在まで資料館の管理運営を行っている。施設の老朽化が著しく、既存収蔵資料についても移転に対応できるような保存整理が必要となる。当市の資料整理と展示を専門的・効率的に実施している実績があるため。

議案第 69 号 指定管理者の指定について（浜田市病児・病後児保育室）

〔施設所管課〕 健康福祉部 子ども・子育て支援課

1 施設概要

施設名称	浜田市病児・病後児保育室
設置目的	病児及び病後児を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。
所在地	浜田市田町757番地3
面積	敷地面積 912.27㎡ 延床面積 90.00㎡
施設内容	保育室、観察室、洗濯室、湯沸室、更衣室 他
開設年月	令和4年1月（令和3年12月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（株式会社 F r o m ハート）
指定期間	令和4年1月4日 ～ 令和7年3月31日（ 3 年3か月 ）
指定管理料	50,452,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	株式会社 F r o m ハート 代表取締役 吉田 一也
所在地	浜田市田町1466番地1
設立	平成23年2月1日
資本金	1,000,000円
従業員数	78人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（ 5 年間 ）
指定管理料	83,763,000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	公募 〔公募期間〕 令和6年7月10日 ～ 同年8月19日 〔申請者数〕 1者
選定委員会の審査結果	〔開催日〕 令和6年10月7日 〔委員〕 9 人（識見者 6 人、受益者等 3 人） 1位 株式会社 F r o m ハート 573 点(700点満点)
選定理由	浜田市指定管理者選定委員会の答申を踏まえて提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、この申請者が適していると判断したため。

※得点は700点満点(各委員100点満点)で、委員9人が採点した審査項目ごとの最高点と最低点を除いた得点を合算して算出した全体の合計による。

(参考) 採点結果

審査項目 (◆審査基準)	配点	株式会社 F r o mハート
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な事項	10点	8.0点
◆ 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。		
◆ 適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。		
2 利用者の平等な利用の確保のための方策	5点	4.0点
◆ 平等な利用が確保されているか。		
3 施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策	20点	16.6点
◆ 施設を効果的・効率的に運営できる内容か。		
◆ 利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。		
◆ 利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。		
4 施設の管理運営を安定して行うための方策	40点	33.1点
◆ 申請団体の経営は安定しているか。		
◆ 病児・病後児保育施設や保育所、幼稚園等類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。		
◆ 組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。		
◆ 従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。		
◆ 個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。		
◆ 利用児童等及び保護者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。		
5 各種業務の計画	5点	4.1点
◆ 施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。		
◆ 保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。		
◆ 管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。		
6 安全管理のための方策	10点	8.3点
◆ 利用児童等や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。		
◆ 事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。		
7 収支計画の妥当性及び指定管理料	10点	7.7点
◆ 収支計画の内容は妥当か。		
◆ 指定管理料の提案額		
合計	100点	81.9点

※得点結果における各項目ごとの平均点

※各審査項目で端数処理をしているため合計額と一致しないことがあります。

議案第 70 号 指定管理者の指定について（浜田市石州和紙会館）

〔施設所管課〕 三隅支所 防災自治課

1 施設概要

施設名称	浜田市石州和紙会館
設置目的	国の重要無形文化財に指定され、及びユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙その他の石州和紙の手すき技術の伝承を図るとともに、その情報発信及び普及を推進する。
所在地	浜田市三隅町古市場589番地
面積	敷地面積 5,253.54㎡ 延床面積 455.72㎡
施設内容	和紙展示室・ショップ、紙漉き場・体験場、煮熟室、選別・裁断室 他
開設年月	平成20年10月（平成20年9月築）

2 現在の管理方法（指定管理者名）

管理方法	指定管理（公益財団法人浜田市教育文化振興事業団）
指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日（2年間）
指定管理料	37,100,000円（指定期間中の合計金額）

3 次期指定管理者及び指定の期間等

指定管理者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 理事長 石本 一夫
所在地	浜田市黒川町4175番地
設立	平成8年7月1日
基本財産	55,000,000円
従業員数	47人
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
指定管理料	115,191,000円（指定期間中の合計金額）

4 選定方法等

選定の方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
選定理由	教育・文化に関する公益事業を行う法人であり、公益性の高い石州和紙会館の管理に適合する。また、法人の構成員（理事）に、令和2年から石州半紙技術者会を有しており、石州和紙・石州半紙に精通するほか、和紙事業者と十分に連携できる。更に、複数の教育・文化施設を管理運営しており、連携・協力体制が既に構築されている。 現在、三隅中央公園内において、「アクアみすみ」「石正美術館」「三隅中央会館」の各施設の指定管理を受けており、和紙会館も含め一体的な管理が可能と考える。